

各種相談(無料)

☎実施日、時間 ☒面談など相談場所 ☎電話で相談できる電話番号 ☎問合せ先 ☎申し込み先

就労

無料就労出張相談 15歳～49歳の就労を希望する人や、その保護者を対象とした相談	☎毎月第2金曜日☒福祉会館	☎あかし若者サポートステーション ☎078-915-0677
若者就職相談 15歳～49歳の就労を希望する人や、その保護者を対象とした相談	☎月～土曜日(祝日は除く)9時～17時 ☒あかし若者サポートステーション ☒サテライト播磨(加古川)	☎あかし若者サポートステーション ☎078-915-0677 ☎サテライト播磨(加古川) ☎079-423-2355

福祉会館での各種相談

福祉総合相談窓口	☎火～土曜日9時～16時(受付時間) ☒福祉会館総合相談窓口 ☎079-430-6000	☎福祉会館総合相談窓口 ☎079-430-6000
障害者相談員相談 同じような悩みや経験をしている人に相談したい人のために、障害のある人またはその家族が相談を伺います	知的障がい者(児)相談 精神障がい者(児)相談 発達障がい者(児)相談 身体障がい者(児)相談 ☎毎月第2火曜日(祝日は振替)13時～14時30分 ☎毎週火～土曜日9時～16時(電話受付時間) ☒福祉会館総合相談窓口	☎毎月第2火曜日(祝日は振替)13時～14時30分 ☎毎週火～土曜日9時～16時(電話受付時間)
障害福祉なんでも相談室(予約が必要) 社会福祉士などの資格をもつ専門家が伺います	精神障害 ☎毎週金曜日(祝日を除く)10時～12時 ☒福祉会館総合相談窓口	☎福祉会館総合相談窓口 ☎079-430-6000
成年後見相談 社会福祉士の資格をもつ専門家が伺います	☎毎月第2・第4木曜日10時～16時 ☒福祉会館総合相談窓口	
生活困窮など相談 家賃が払えない、生活できないなど生活の困りごとの相談を伺います	☎毎週木曜日(祝日を除く)10時～16時 ☒福祉会館総合相談窓口	
ひきこもり相談 ひきこもり状態にある本人またはその家族に対して、個別の状況に応じた相談支援を実施します	☎毎月第2火曜日(祝日は振替)13時～17時 ☒福祉会館	

播磨町社会福祉協議会での各種相談

心配ごと相談	☎毎週火曜日(祝日を除く)13時～16時 ☒福祉しあわせセンター	☎播磨町社会福祉協議会 ☎079-435-1712
福祉相談 民生委員・児童委員がご相談を伺います	☎4月19日(水)13時30分～16時 ☒福祉しあわせセンター	☎播磨町社会福祉協議会 ☎079-435-1712
人権		
困りごと相談 播磨町人権擁護委員がご相談を伺います	☎4月13日(木)、27日(木)13時～15時 ☒福祉会館	☎健康福祉課地域福祉係 ☎079-435-0311
人権相談	☎毎週月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時15分☒神戸地方法務局加古川支局	☎神戸地方法務局加古川支局 ☎0570-003-110(全国共通ナビダイヤル)

4月2日は「世界自閉症啓発デー」です

『みんなたいせつ こせい とくせい たようせい』

2007年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、世界各地において自閉症に関する啓発の取り組みが行われています。

また、毎年4月2日から8日までは、「発達障害啓発週間」です。



世界自閉症啓発デー
日本実行委員会

各種相談(無料)

☎実施日、時間 ☒面談など相談場所 ☎電話で相談できる電話番号 ☎問合せ先 ☎申し込み先

法律・暮らし

法律相談(予約が必要) 弁護士による相談(30分程度)	☎4月4日(火)、18日(火)10時～12時 ☎4月10日(月)、24日(月)18時～20時 ☒中央公民館	☎電話での予約はできません。中央公民館窓口で申込書に記入をお願いします。 ☎協働推進課住民協働係 ☎079-435-2364
行政相談	☎4月24日(月)9時30分～11時30分 ☒中央公民館 直接、お越しください	☎協働推進課住民協働係 ☎079-435-2364
休日納税相談	☎毎月第4日曜日9時～12時 ☒債権管理課③窓口 休日のため、中央公民館側通用口を利用して、直接、お越しください	☎債権管理課☎079-435-0348
税理士会の税務相談(予約が必要)	☎毎週火曜日13時30分～16時30分 ☒加古川税理士会館	☎近畿税理士会加古川支部 ☎079-421-1144
不動産無料相談(予約が必要) 不動産取引、空き家など不動産全般の相談	☎毎月第2・第4火曜日13時～15時 ☒宅建協会加古川支部事務所(加古川市野口町良野410-1)	☎兵庫県宅建協会加古川支部 ☎079-424-0832
消費生活・多重債務相談 専門の相談員が相談に応じます。対面でも電話でも相談できます。	☎毎週月～金曜日(祝日を除く)9時～12時、13時～16時☒産業環境課産業経済係⑦番窓口☒播磨町消費生活センター☎079-435-1999	☎播磨町消費生活センター ☎079-435-1999
司法書士による多重債務相談(予約が必要)	☎4月6日(木)13時30分～15時30分 ☒中央公民館	☎播磨町消費生活センター ☎079-435-1999
税務相談(予約が必要) 商工業者のための税務相談	☎毎月第1金曜日13時～15時 ☒播磨町商工会	☎播磨町商工会 ☎079-435-1630
起業・開業相談(予約が必要) 開業予定者及び開業まもない人のための相談	☎毎月第2金曜日13時～15時 ☒播磨町商工会	☎播磨町商工会 ☎079-435-1630

成年後見相談でお話しませんか?

- ▶ 問合せ 総合相談窓口 ☎079-430-6000
社会福祉士がお待ちしています。
- ▶ 日時 4月13日(木)、27日(木)10時～16時(予約優先)
- ▶ 場所 福祉会館

成年後見サロンを開きます!

4月27日(木)の相談日13時～14時は、気軽におしゃべりできるサロンとして、「播磨町版!!エンディングノートをつくらう」を開催します。定員4人のため希望者は5日前までに予約をしてください。

成年後見って?

成年後見制度は、認知症や精神疾患などにより、判断能力が十分でない人に対し、生活の中で必要な手続きや契約、介護や福祉サービスの導入や入院時の対応、金銭や不動産などの財産管理について、ご本人の代理または同意や取消しを行い、安心して生活できるように支援する仕組みです。

成年後見人すずさん活動記⑨

○月×日 Qさんの賃貸解約作業
持病の悪化もあり、アパートでの暮らしが難しくなった被保佐人のQさんは、医師の勧めもあり施設へ入居することにしました。保佐人とケアマネジャーでいくつか施設を探し、Qさんの意見を聞き申し込み、入所の日がやってきました。空いた家は賃貸のため、解約とその前に不要なものを処分する必要があります。施設に持っていける荷物は限られている為、Qさんと支援者らで要るものと要らないものを分けました。退去後に、部屋の解約は不動産契約の代理権を持つ保佐人が行いますが、家庭裁判所に「居住用不動産処分の許可」を申し立てる必要があります。思い出の詰まった住処、その気持ちを大切にQさんの入所の手続きもしました。